

ID: 1795

担当部署: 建設水道課

処分の概要	設置等予定者の選定					
法 令 名 根 拠 条 項	都市公園法 第5条の4第3項					
法 令 番 号	昭和31年法律第79号					
【基準】						
<p>法第5条の4の規定による。</p> <p>(設置等予定者の選定)</p> <p>第5条の4 公園管理者は、前条第1項の規定により公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者から公募設置等計画が提出されたときは、当該公募設置等計画が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。</p> <p>(1) 当該公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること。</p> <p>(2) 当該公募対象公園施設が第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(3) 当該公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。</p> <p>2 公園管理者は、前項の規定により審査した結果、公募設置等計画が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、第5条の2第2項第9号の評価の基準に従つて、その適合していると認められた全ての公募設置等計画について評価を行うものとする。</p> <p>3 公園管理者は、前項の評価に従い、都市公園の機能を損なうことなくその利用者の利便の向上を図る上で最も適切であると認められる公募設置等計画を提出した者を設置等予定者として選定するものとする。</p> <p>4 公園管理者は、前項の規定により設置等予定者を選定しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 公園管理者は、第3項の規定により設置等予定者を選定したときは、その者にその旨を通知しなければならない。</p>						
標準処理期間	30日					
備考						
設 定 年 月 日	令和3年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日			